

道路工事施行承認(法定外公共物工事許可)申請に係る電子メール及び電話による協議について

○協議の流れ

- (1) 電話にて、電子メールで協議を行いたい旨を市担当者に伝えてください。
- (2) 電子メールにて、申請書類一式を送付してください。
 - ・ 申請書は吹田市土木部道路室ホームページを参照
 - ・ 容量は20MB以下
 - ・ 宛先は「doukan-douro@city.suita.osaka.jp」
 - ・ 件名は「道路工事施行承認の協議について」と明記
- (3) 電子メール送信後、受信できているか必ず市担当者に電話で確認してください。
- (4) 電子メール及び電話にて、市担当者と申請書類の修正や追加等の協議を行ってください。
- (5) 協議が終わりましたら、郵送、あるいは窓口で申請を行ってください。
- (6) 工事着工前に工事着手届を提出してください(電子メール・郵送で提出可)。
- (7) 工事完了後速やかに工事完了届を提出してください(郵送で提出可)。

※なお、上記については、変更する場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先

吹田市役所土木部道路室

管理グループ 道路工事施行承認担当

住所：吹田市佐竹台1丁目6番3号

電話番号：06-6872-6114

電子メール：doukan-douro@city.suita.osaka.jp